

5 その他

(10) 障害者の就労支援施策の推進

経緯又は現状・課題

障害者の社会参加に伴い就業ニーズの高まりから、障害保健福祉施策の改革において、「障害者がもっと働ける社会に」という理念が掲げられ、障害者自身の能力や適性に応じて、力を発揮できる社会作りが望まれている。

障害者の雇用・就労は厳しい状況にあり県内的一般企業における障害者の雇用率は、全国平均をも下回っている現状にあり障害者の自立促進、就労・雇用の支援としてはこれまでも障害種別毎の支援策が講じられてきてはいるものの、受け皿の確保が困難であったり、就労に至っても継続が困難であったりと雇用状況の拡大が進まない現状である。

これは障害者の就労支援機能である小規模作業所の機能が一部脆弱であること、受け入れる場が少ないとこと、企業側の障害者に対する理解が進んでいないこと、また、障害者の就労支援施策がそれぞれ縦割りとなって一体化されていないこと等の現状があげられる。

障害者においては、特にきめ細やかな生活支援と就労支援が一体となった支援が必要とされる。

また、継続した支援がなければ就労に結びつきにくく、かつ就労が定着されないという特性から、障害者自立支援法案施行を前にして、今後は三障害一本化した福祉的就労の場の確保や継続した就労支援が強化され整備されていくことが望まれる。

提案する内容

県内の障害者の雇用拡大を図るには、福祉、労働、教育と連携した生活・就労支援が望まれ、各事業の縦割りを排除した、それぞれが連携した一体的な支援を可能とするよう、内部調整、及び外部への働きかけをおこなう。

また、地域の身近な場所での働く場が必要とされることから、就労継続支援事業所の設置や、地域の小規模作業所の法定施設化を促進する等、県としても施策誘導していく。

新たに創設される就労移行支援事業、共同生活援助・施設入所支援（通勤寮的）等の事業を活用し、三障害者が一体となった生活、作業、進路指導を含めた包括的な就労支援機能を有するシステムを構築し、モデル的に宮城県社会福祉協議会が実施する。

その他・根拠法令

障害者自立支援法案

障害者の雇用の促進等に関する法律（法改正によりH18年より精神障害者も算定対象となる）